

事務連絡
平成30年4月3日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人 日本バス協会
常務理事 船戸 裕司

「旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」の策定等について
(周知依頼)

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、国土交通省自動車局旅客課より日本バス協会あて「旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」の策定等について事務連絡が発出されました。
つきましては、貴協会傘下事業者等に対して周知いただきますようよろしくお願ひいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 稲田
電話：03・3216・4014
FAX：03・3216・4016



事務連絡
平成30年3月30日

公益社団法人 日本バス協会 御中

国土交通省自動車局旅客課

「旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」の策定等について（周知依頼）

平素から旅客自動車運送事業等の推進に関しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定については、同法第3条第1項の規定による「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に基づき、バス・タクシー事業者等が作成した計画の認定を行い、税制等の支援を行ってきたところです。

今般、バス・タクシーフィールドにおける中小企業者等のより一層の経営力の向上を図るため、同法第12条第1項の規定に基づき、バス・タクシー事業者の生産性向上に資する取組事例を記載した「旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」を定め、平成30年3月30日に公布・施行されました。

したがって、今後、バス・タクシー事業者（具体的な適用範囲は指針の第6に記載）においては、本指針に基づいて経営力向上計画を策定し、計画の認定を受けると、固定資産税の軽減措置や金融支援等を受けることができますので、その旨傘下事業者等に対して積極的に周知・広報していただきますようよろしくお願ひいたします。

【参考】

※中小企業庁のウェブサイトに、本指針の概要と本文、申請書の記載例及び提出先の情報についても新たに掲載されることとなりますので、本制度を利用するにあたっての基本的なマニュアルである「経営力向上計画策定の手引き」や「税制措置・金融支援活用の手引き」などとあわせてご参照下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

※なお、ソフトウェア製品の導入、クラウドサービスの利用又はホームページの制作等を通じて経営力向上を図る計画を策定する場合、経済産業省の「サービス等生産性向上IT導入支援事業」(IT導入補助金)が活用できる場合がありますので、これらの支援制度についても積極的に活用されるよう、傘下事業者等に対して合せて周知方よろしくお願ひいたします。

(事業者から申請を受け付ける一次公募は4月20日から6月4日の期間で実施される予定です。二次公募(6月中旬)及び三次公募(8月中旬)も予定されております。詳細は以下のウェブサイトをご参照下さい。)

<https://www.it-hojo.jp/>

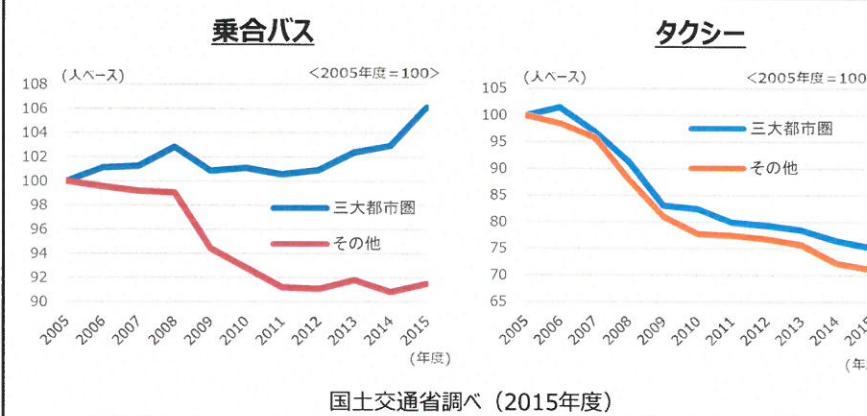
旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針

国土交通省 自動車局 旅客課

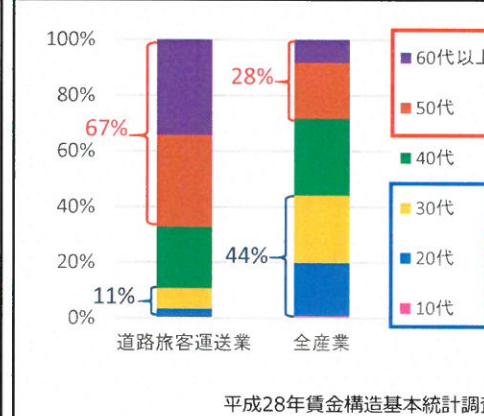
【現状認識】

- 旅客自動車運送事業(バス・タクシー)は、国内における旅客輸送人員の約2割を担い、地域における公共交通機関として重要な役割を担う産業。
- 旅客自動車運送事業者の約99%が中小企業者(従業員数300人以下)。
- 運転者の高齢化が進行(7割近くが50歳代以上)。女性の割合も2%前後と低い状況(全産業平均約43%)。

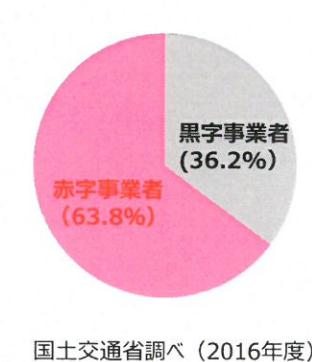
■輸送人員の推移



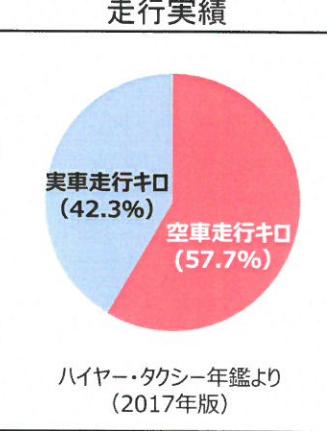
■就業者の年齢構成



■乗合バス事業者の
収支状況



■タクシーの
走行実績



【業界が抱える課題】

- ・人口減少、少子高齢化等の影響により、特に地方部では輸送人員が減少。持続可能なサービスの提供が課題。
- ・運行の効率化等の取組により生産性向上を図るとともに、利用者ニーズに応じたサービス等の導入により、需要の喚起・利用者利便の向上を図る取組が必要。

目標とする指標及び数値

指標／実施期間	5年	4年	3年
①労働生産性 or ②実働率 or ③実車率（増加率）	2%以上	1.5%以上	1%以上
④運転者の平均労働時間（減少率）	2%以上	1.5%以上	1%以上
⑤日車営収 or ⑥平均乗車密度（増加率）	5%以上	4%以上	3%以上

※6つの指標のいずれかを選択し、実施期間に応じた目標値を設定

旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針

国土交通省 自動車局 旅客課

- 旅客自動車運送事業の経営力向上には、従業員や旅客自動車の投入量当たりの収益を改善し、生産性の向上を図ることが重要である。
- そのためには、労働時間の削減、運行の効率化やITの利活用等による運行管理や配車の効率化等を図るとともに、女性や若者といった多様な人材の確保・育成を図ることが必要である。

＜事業規模別の実施内容＞

分類	小規模事業者(従業員数20人以下)	中規模事業者(従業員数21人以上300人以下) 及び中堅事業者(従業員数301人以上2,000人以下)
人に 関する事項	・観光需要等に対応した人材育成等、女性や若者を含む多様な人材を確保し、育成するための教育・研修制度の充実	・観光需要等に対応した人材育成等、女性や若者を含む多様な人材を確保し、育成するための教育・研修制度の充実 ・運転免許等の資格の取得支援制度の充実
財務管理に 関する事項	・コストの把握・効率化 ・適正な運賃・料金の收受	・コストの把握・効率化 ・適正な運賃・料金の收受 ・PDCAサイクルの徹底
営業活動に 関する事項	・労働時間の削減 ・地域のニーズや観光需要等に応じたサービスの提供 ・配車アプリの活用、路線の再編・混乗化、地方公共団体や貨物自動車運送事業等との連携や事業の掛け持ち等による運行の効率化	・労働時間の削減 ・地域のニーズや観光需要等に応じたサービスの提供 ・配車アプリの活用、路線の再編・混乗化、地方公共団体や貨物自動車運送事業等との連携や事業の掛け持ち等による運行の効率化
ITの利活用や 設備投資に 関する事項	・配車アプリ等のIT機器の導入によるサービスの向上や業務・運行の効率化 ・業務や運行の効率化、省力化及び省エネ化等、生産性の向上に資する設備・機器等の導入	・配車アプリ、運行管理・配車システム等のIT機器の導入によるサービスの向上や業務・運行の効率化 ・業務や運行の効率化、省力化及び省エネ化等、生産性の向上に資する設備・機器等の導入
省エネルギーの 推進に関する事項	・エネルギー使用量の見える化	・エネルギー使用量の見える化 ・エコドライブの推進

○国土交通省告示第537号

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第12条第1項の規定に基づき、旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針を次のように定めたので、同条第5項の規定に基づき公表し、公布の日から施行する。

平成30年3月30日

国土交通大臣 石井 啓一

旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針

第1 現状認識

旅客自動車運送事業は、公共交通機関として地域における生活の足を支える移動手段であるとともに、観光やビジネス等といった様々な場面において、多様な移動ニーズに対応できる輸送手段として重要な役割を担っている。

旅客自動車運送事業の市場規模（営業収入）は約3兆2千億円（平成26年度）であり、輸送人員ベースで国内旅客輸送の約2割、輸送人キロベースで国内旅客輸送の約12%（平成27年度）を占めている。

従業員数は約56万人（平成26年度）、事業者数は約5万9千者（平成27年度）、車両数は約35万両（平成27年度）であり、旅客自動車運送事業を営む事業者のうち中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の割合は約99%にのぼる。

貨物自動車運送事業も含めた自動車運送事業の運転者の有効求人倍率は2.72と、全職業平均（1.35）の2倍以上となっており（平成29年）、他の産業と比べても人材不足が深刻な状況である。また、近年、運転者の高齢化が進んでいる状況にあるとともに（30歳代以下が約11%、50歳代以上が約67%（平成28年））、女性の割合も2%前後と全産業平均の約43%（平成27年）と比べて極端に低い割合となっており、若者や女性といった多様な人材の確保・育成を図ることが喫緊の課題となっている。

さらに、旅客自動車運送事業は、特に地方部を中心に人口減少等の影響により輸送人員が減少傾向にあることから、公共交通機関として持続可能な輸送サービスを提供するため、運行の効率化等の取組により生産性の向上を図るとともに、利用者ニーズや観光需要等に対応したサービスの導入等により需要の喚起・利用者利便の向上を図ることなどにより、事業全体の経営力を向上させることが求められている。

第2 経営力向上の内容に関する事項

1 基本的事項

旅客自動車運送事業を営む中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等をいう。以下「事業者」という。）の経営力向上に向けて、従業員や旅客自動車の投入量当たりの収益を改善し、生産性の向上を図ることが重要である。そのためには、労働時間の削減、運行の効率化やITの利活用等による運行管理や配車の効率化等を図るとともに、女性や若者といった多様な人材の確保・育成を図ることが必要である。

2 具体的事項

一 経営力向上の主な取組内容

事業者は、経営力向上に向けて、次のような取組を行うことが望ましい。

イ 人に関する事項

経営を安定的に支えるため、観光需要等に対応した人材育成や運転免許等の資格の取得支援等、

女性や若者を含む多様な人材を確保し、育成するための教育・研修制度の充実を図る。

ロ 財務管理に関する事項

適切なコスト把握等による業務の効率化や、P D C Aサイクルの徹底等による継続的なコストの効率化を図る。また、輸送の安全に係るコスト等を適切に賄うため、適正な運賃・料金の収受等を図る。

ハ 営業活動に関する事項

(1) 労働時間の削減

単位当たりの収益の向上を図るため、業務や運行の効率化等を通じて労働時間の削減を図る。

(2) 地域のニーズや観光需要等に応じたサービスの提供

市場の動向や顧客情報の収集・分析等を通じて、地域におけるニーズや観光需要等に応じたサービスの提供に取り組む。

(3) 新たな収益の確保と運行の効率化

配車アプリの活用、路線の再編・混乗化、地方公共団体や貨物自動車運送事業者等との連携や事業の掛け持ち等により、新たな収益を確保するとともに運行の効率化を図る。

二 I Tの利活用や設備投資に関する事項

(1) I Tの利活用

配車アプリ、運行管理・配車システムなどのI T機器の導入やシステムの構築等により、サービスの向上を図るとともに、管理部門における業務の効率化や運行の効率化等を図る。なお、I Tの利活用にあたっては、セキュリティ対策を講じるものとする。

(2) 設備投資

業務や運行の効率化、省力化及び省エネ化等、生産性の向上に資する設備・機器等の導入を図る。

ホ 省エネルギーの推進に関する事項

エネルギー使用量の見える化、エコドライブの推進等を図ることにより、業務に係るエネルギー効率を高め、継続的なコスト削減を図る。

二 規模別の整理

一に掲げる取組について、事業者の規模に応じ、次の表のとおり実施することを推奨する。

分類	小規模事業者（従業員数20人以下）	中規模事業者（従業員数21人以上300人以下）及び中堅事業者（従業員数301人以上2,000人以下）
人に関する事項	・観光需要等に対応した人材育成等、女性や若者を含む多様な人材を確保し、育成するための教育・研修制度の充実	・観光需要等に対応した人材育成等、女性や若者を含む多様な人材を確保し、育成するための教育・研修制度の充実 ・運転免許等の資格の取得支援制度の充実
財務管理に関する事項	・コストの把握・効率化 ・適正な運賃・料金の収受	・コストの把握・効率化 ・適正な運賃・料金の収受 ・P D C Aサイクルの徹底

営業活動に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減 ・地域のニーズや観光需要等に応じたサービスの提供 ・配車アプリの活用、路線の再編・混乗化、地方公共団体や貨物自動車運送事業等との連携や事業の掛け持ち等による運行の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減 ・地域のニーズや観光需要等に応じたサービスの提供 ・配車アプリの活用、路線の再編・混乗化、地方公共団体や貨物自動車運送事業等との連携や事業の掛け持ち等による運行の効率化
ITの利活用や設備投資に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・配車アプリ等のIT機器の導入によるサービスの向上や業務・運行の効率化 ・業務や運行の効率化、省力化及び省エネ化等、生産性の向上に資する設備・機器等の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・配車アプリ、運行管理・配車システム等のIT機器の導入によるサービスの向上や業務・運行の効率化 ・業務や運行の効率化、省力化及び省エネ化等、生産性の向上に資する設備・機器等の導入
省エネルギーの推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量の見える化 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量の見える化 ・エコドライブの推進

第3 経営力向上の実施方法に関する事項

1 計画期間

計画期間は3年間ないし5年間とする。

2 経営指標

計画策定にあたり、事業者が目標とすべき指標は次のとおりである。事業者は、労働生産性のほか、労働投入量の削減に寄与する運転者の平均労働時間や運行の効率化等を示す日車営収、実働率、実車率及び平均乗車密度のいずれかに係る指標を目標とするものとする。

一 労働生産性

労働生産性の計画期間中の増加率につき、5年間の計画の場合2%以上、4年間の計画の場合1.5%以上、3年間の計画の場合1%以上とする。

(注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数に1人当たり年間就業時間を乗じた数値）で除したものとする。

二 運転者の平均労働時間

運転者の平均労働時間の計画期間中の減少率につき、5年間の計画の場合2%以上、4年間の場合1.5%以上、3年間の場合1%以上とする。

三 日車営収

実働車1日1車当たりの営業収入である日車営収の計画期間中の増加率につき、5年間の計画の場合5%以上、4年間の場合4%以上、3年間の場合3%以上とする。

四 実働率

実働率の計画期間中の増加率につき、5年間の計画の場合2%以上、4年間の場合1.5%以上、3年間の場合1%以上とする。

五 実車率

実車率の計画期間中の増加率につき、5年間の計画の場合2%以上、4年間の場合1.5%以上、3年間の場合1%以上とする。

六 平均乗車密度

平均乗車密度の計画期間中の増加率につき、5年間の計画の場合5%以上、4年間の場合4%以上、3年間の場合3%以上とする。

第4 経営力向上の促進にあたって国が配慮すべき事項

1 国内の事業基盤の維持

国は、海外において旅客自動車運送事業を行いやすい環境の整備を行うとともに、事業者が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

2 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

3 計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

4 外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査及び助言・指導に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するにあたって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

5 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業者に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業者が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業者の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に掲った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

6 事業者の規模に応じた計画認定

国は、事業者による幅広い取組を促すため、事業者の規模に応じて柔軟に計画認定を行う。

7 事業者の事業承継の円滑化に向けた環境整備

国は、事業者が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、事業者が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備する。

第5 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

旅客自動車運送事業分野における認定事業分野別経営力向上推進機関（以下「機関」という。）は、1の要件を満たし、2の業務に取り組むための知見や能力を有する者でなければならない。

1 要件

一 組織体制

イ 旅客自動車運送事業者の多くが会員である等、旅客自動車運送業全体のニーズや動向等について、十分な知見や情報発信力があること。

ロ 旅客自動車運送業の経営力向上を推進するための人員体制が十分に確立されていること。

ハ 事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る1年以上の業務実務経験を含む3年以

上の普及啓発及び研修等又は調査研究に係る実務経験を有している者により、2に掲げる業務を行うこと。

ニ 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に会員等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

二 事業基盤

イ 全国に旅客自動車運送事業を行う会員を有している等、全国的な経営力向上の推進が可能であること。

ロ 会員からの会費収入、自主事業による収入又は自治体からの財政的支援等、適切な収入基盤を有すること。

ハ 決算報告書等、事業基盤の健全性を確認できる書類等を作成していること。

2 業務

一 本指針に定めた事項に関する普及啓発及び研修

二 当該事業分野における経営力向上に関する最新の知見に関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究等

3 事業分野別経営力向上推進業務の実施にあたって配慮すべき事項

一 国が配慮すべき事項

イ 国は、地域における事業者の支援の担い手を多様化・活性化し、事業者に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図る。

ロ 国は、機関に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努める。

ハ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行おうとする者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努める。

ニ 国は、機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施する。

ホ 国は、機関に対する任意の調査等の結果、個々の機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該機関による支援体制の状況等を把握する。

二 認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ 機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施にあたって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにする。

ロ 機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図る。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行う。

第6 適用範囲

本指針の適用範囲は、日本標準産業分類に定めるもののうち、道路旅客運送業に関する内容であって道路運送法に基づく許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者とする。

認定申請書の作成に当たっては、下記の記載例のほか、次の資料も参考にしてください。

- 中小企業庁「経営力向上計画 策定・活用の手引き」

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局長 殿

旅客自動車運送事業分野の経営力向上計画を提出する場合、提出先は国土交通大臣あてではなく、地方運輸局長または沖縄総合事務局長あてとなります。(官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

名 称 及 び 株式会社〇〇

代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(別紙)
経営力向上計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称	株式会社○○
代表者名（事業者が法人の場合）	代表取締役 ○○ ○○
資本金又は出資の額	○○○○万円
常時使用する従業員の数	○○○人
法人番号	○○○○○○○○○○○○○○○○

13桁の法人番号を
記載してください。

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野 43 道路旅客運送業4321 一般乗用旅客自動車運送業 } 事業分野別指針名 旅客自動車運送事業分野に係る
経営力向上に関する指針

日本標準産業分類における中分類と細分類
コードとその項目名を記載してください。

- 43 道路旅客運送業
- 4311 一般乗合旅客自動車運送業
 - 4321 一般乗用旅客自動車運送業
 - 4331 一般貸切旅客自動車運送業
 - 4391 特定旅客自動車運送業

「旅客自動車運送事業分野に係る
経営力向上に関する指針」
と記載してください。

3 実施時期

平成30年4月～平成33年3月

計画開始の月から起算して、①3年（36か月）、②4年（48か月）、
③5年（60か月）のいずれかの期間を設定して記載してください。

4 現状認識

①	自社の事業概要	○○地域を営業区域として一般乗用旅客自動車運送事業を経営しており、保有車両台数は○○台であり、地域に根差した公共交通機関としての役割を担っている。 事業分野別指針における中規模事業者に該当する。
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	地域における法人顧客や住民のニーズに応じて、きめ細やかな輸送サービスを提供しているところが強みであるが、人口減少・高齢化の影響等を受け、業界を通じて輸送人員は減少傾向にあるとともに、人手不足やドライバーの高齢化といった課題を抱えている。 また、近年のインバウンド需要の増加を受け、当該地域における新たな顧客の確保についても課題となっている。
③	自社の経営状況	当社の売上は、27年度は○○○万円、28年度は○○○万円、29年度は○○○万円であり、やや減少傾向となっている。 今後更なる人口減少・高齢化の影響等により輸送人員の減少が見込まれる。 また、昨今の人手不足の影響等を受け、ドライバー数についても○○年前と比較して○○人減少するなど、経営力の向上に向けて運行の効率化を図るとともに、人材の確保・育成を図る必要がある。 このため、最新の配車システムを導入して配車等の効率化を図ることにより、実車率や実働率を向上させるとともに、新たな顧客を確保する観点から観光需要に対応した人材の育成を図っていく必要がある。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A現状（数値）	B 計画終了時の目標（数値）	伸び率 ((B-A) / A) (%)
実車率	42.0%	44.5%	6.0%

次のいずれかの指標を選択し、実施期間に応じた目標値を設定してください。

①労働生産性、②実働率、③実車率、④運転者の平均労働時間、⑤日車営収、⑥平均乗車密度

※④は実施期間における減少率、それ以外は増加率(伸び率)

6 経営力向上の内容

事業分野別指針の該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への該非 (該当する場合は○)
ア イ	地域における訪日外国人旅行者のニーズに適切に対応するため、語学教育・研修の実施や語学セミナーへの参加等を通じて、ドライバーの基本的な外国語対応能力の向上を図るとともに、接遇に関する研修の実施等により、ドライバーのスキルアップを図る。	○
イ ニ (1)	顧客からの予約・配車依頼の受付からドライバーへの配車指示などを一体的に管理する最新の配車システムを導入することにより、より迅速かつ確実な配車が可能となる。 これにより配車効率の向上が図られ、実車率や実働率の向上が図られるとともに、顧客へのサービス向上にも資する。	

「5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標」に記載した目標の達成に資する取組について、できるだけ具体的に記載してください。

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
ア	従業員教育・研修費・セミナー参加費	自己資金	○○○
イ	経営力向上設備購入費	融資	○○○

8 経営力向上設備等の種類

実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1 イ 平成〇〇年〇〇月		(固)・国A・国B	〇〇配車システム／〇〇-〇〇	〇〇県〇〇市
2		固・国A・国B		
3		固・国A・国B		

各番号の設備の情報を続けて記載してください。

設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1 器具備品	〇〇〇	1	〇〇〇	123456
2				
3				

各設備の減価償却資産の種類を記載してください。

設備等の種類別 小計	設備等の種類	数量	金額（千円）
機械装置	0	0	
器具備品	1	〇〇〇	
工具	0	0	
建物附属設備	0	0	
ソフトウェア	0	0	
合計	1	〇〇〇	

各設備の種類毎に数量・金額の小計を記載してください。

※上記の設備等はあくまで記載例であり、これらの導入により実際に支援措置を受けられるか否かは税務当局の判断によります。

事業分野	申請書の宛名	担当窓口	住所	問い合わせ先(TEL)
北海道運輸局長	北海道運輸局 自動車交通部 旅客第一課 北海道運輸局 自動車交通部 旅客第二課		〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011-290-2741 011-290-2742
東北運輸局長	東北運輸局 自動車交通部 旅客第一課 東北運輸局 自動車交通部 旅客第二課		〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-791-7529 022-791-7530
関東運輸局長	関東運輸局 自動車交通部 旅客第一課 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨) 関東運輸局 自動車交通部 旅客第二課 (同上)		〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7245 045-211-7246
北陸信越運輸局長	北陸信越運輸局 自動車交通部 旅客課 (新潟、富山、石川、長野)		〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-285-9154
中部運輸局長	中部運輸局 自動車交通部 旅客第一課 (福井、岐阜、静岡、愛知、三重) 中部運輸局 自動車交通部 旅客第二課 (同上)		〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8035 052-952-8036
近畿運輸局長	近畿運輸局 自動車交通部 旅客第一課 (滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山) 近畿運輸局 自動車交通部 旅客第二課 (同上)		〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6445 06-6949-6446
中国運輸局長	中国運輸局 自動車交通部 旅客第一課 (鳥取、島根、岡山、広島、山口) 中国運輸局 自動車交通部 旅客第二課 (同上)		〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-228-3436 082-228-3450
四国運輸局長	四国運輸局 自動車交通部 旅客課		〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6771
九州運輸局長	九州運輸局 自動車交通部 旅客第一課 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島) 九州運輸局 自動車交通部 旅客第二課 (同上)		〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-2521 092-472-2527
沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局 連輸部 陸上交通課		〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1836

(※5) ◆旅客自動車運送事業における申請書の提出先について

- 申請書の提出先は、旅客第一課、旅客第二課に分かれている運輸局においては、基本的に「一般乗合旅客自動車運送事業」、「一般貸切旅客自動車運送事業」、「特定旅客自動車運送事業」については旅客第一課、「一般乗用旅客自動車運送事業」については旅客第二課が窓口となります。

IT導入補助金

平成29年度補正
サービス等生産性向上IT導入支援事業

ITツールを導入して
業務効率化・売上アップを
目指しましょう！

中小企業・小規模事業者の
みなさまが活用できる補助金です。



自社の課題・ニーズに合わせて
様々な業種・組織形態の方にご活用いただけます！

飲食サービス業

【顧客管理システムを導入】



顧客の好みやアレルギー等をITツールで記録。きめ細かいサービスを提供しリピーターを獲得！

卸売業・小売業

【在庫管理システムを導入】



商品の在庫管理を一括データ化！
業務効率の改善を後押しし、
他店舗との連携も迅速に。

保育・介護事業

【コミュニケーションツールを導入】



帳票・書類作成をIT化。書類作成・
提出までの時間が短縮。早番・遅番
職員の情報共有も円滑に！

運送業

【車両管理システムを導入】



効率的な配車を組むことにより、
従業員1人あたりの勤務時間短縮
を実現！

宿泊業

【予約管理システムを導入】



予約状況をデータで一元管理。新規のお客さまの獲得や予約率向上を実現。

一次公募

交付申請期間：2018年4月20日(金)～6月4日(月)まで

【二次公募は6月中旬、三次公募は8月中旬に交付申請開始の予定です】

詳しくは
裏面へ▶

IT導入補助金のうれしい3つポイント



1

多彩なITツールの中から自社のニーズに合わせてツールを選べる

多数のIT導入支援事業者*によって、みなさまの**様々な課題・ニーズに対応したITツールが登録**されています。

ITツールとは、ソフトウェア・サービス等のことです。

2

IT導入支援者事業者が申請をサポート

IT導入支援事業者が、補助金の交付申請や実績報告などの**申請・手続きをサポート**。必要な情報を取りまとめてくれるので、**初めて補助金を申請する方も、安心**です。

3

ホームページには業務効率化・売上アップに向けた情報が満載!

いくつかの質問に答えるだけで自社の経営状態を診断できるオンラインツールや、ITツールの導入で生産性を向上させた事業者の取り組み事例など、**経営改善のヒントが満載**です。

* IT導入支援事業者とは、本補助金で中小企業・小規模事業者のみなさまにITツールを提供するために、事務局へ登録及び認定を受けたITベンダー・サービス事業者です。IT導入支援事業者の役割や要件など詳細についてはホームページをご確認ください。

IT導入補助金について

●補助対象経費

ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連経費等
本補助金のホームページに公開されているITツールが補助金の対象です。

●補助金の上限額・下限額・補助率

上限額	50万円
下限額	15万円
補助率	1/2以下

●注意事項

交付決定前に契約・導入され発生した経費は補助対象となりません。必ず交付決定を受けた後に補助事業を開始してください。



ホームページ

本補助金の詳細について
はホームページをご確認
ください。

導入可能なITツールや
IT導入支援事業者
に関する情報も順次
ご確認いただけます。



Q IT導入補助金 検索

<https://www.it-hojo.jp/>



Facebookページでも最新情報をお知らせしています！



サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター



0570-000-429

(通話料がかかります)

IP電話等からの
お問い合わせ先

042-303-1441

受付時間 9:30~17:30 (土・日・祝日除く)

※電話番号はお間違いないようお願いいたします。